

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 宝樹

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宝樹（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び見舞金、弔慰金、法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、勤務実態に即して別表1 役員等報酬表を適用し支給することとし、役員地位にあることのみによっては支給しない。別途賞与の支給は行わない。

- 2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。ただし、その額は源泉所得税額を控除した額とする。

1日 10,000円

- 3 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、第1項及び第2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

月額2,500円。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の役員等については、計算期間を毎月1日から月末日とし、当月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその後日においてその日にもっとも近い土・日曜日又は祝日でない日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

- (2) 第2条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

(交通費)

第4条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

- (1) 第3条1項の役員等については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を毎月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場

合はその翌日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払いを行う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第6条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金などを含む)に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費の仮受け)

第7条 第7条の費用は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第8条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、費用を精算するものとする。

(傷病見舞金)

第9条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表2に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第10条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表2に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第11条 役員等が死亡したときは、別表3の定めにより相続人に弔慰金を支給す

るほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第12条 役員等の親族等が死亡したときは、別表4に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(端数の処理)

第13条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第14条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第15条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第16条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成25年11月1日より施行する。

この規程は平成28年6月1日より施行する。

この規程は平成29年4月1日より施行する。

別表1

役員等報酬表

役員等報酬表号俸	支給基準額
1号俸	月額50,000円
2号俸	月額100,000円
3号俸	月額150,000円
4号俸	月額200,000円
5号俸	月額250,000円
6号俸	月額300,000円
7号俸	月額350,000円
8号俸	月額400,000円
9号俸	月額450,000円
10号俸	月額500,000円
11号俸	月額550,000円
12号俸	月額600,000円
13号俸	月額650,000円
14号俸	月額700,000円
15号俸	月額750,000円
16号俸	月額800,000円
17号俸	月額850,000円

別表2 見舞金

区分	支給基準額
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金（通勤災害を含む） 30,000円
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内

別表3 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	70,000円	弔電・生花
その他の役員等	50,000円	

別表4 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000円	弔電・生花
父母	10,000円	
子	30,000円	